

事業計画事前協議書

年 月 日

太子町長 様

事業者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

設置事業を実施したいので、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する
条例第 1 2 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

発電設備	名 称	
	所 在 地	
	地 上 高	m
	発電出力	k W
事業区域	地 目	
	面 積	m ²
発電事業開始予定日	年 月 日	
発電事業実施予定期間	年間	

※「発電出力」欄は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力とのいずれか小さい方の値（パワーコンディショナーを複数設置する場合にあつては、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力とのいずれか小さい方の出力を合計した値）を記載してください。

様式第4号（第7条関係）

維持管理計画書

発 電 設 備	名称	
	所在地	
	想定発電出力	k W
	想定年間発電電力量	k W h
	製品番号等	
	設置規模（枚数・基数）	枚
	設置面積	m ²
	地上高	m
	発生騒音量（公称値）	d B
事 業 区 域	地目	
	面積	m ²
発 電 事 業	発電事業開始予定日	年 月 日
	発電事業実施予定期間	年間
附 属 設 備 （パワーコンディショナー等）	製品番号等	
	設置箇所数	箇所
	容量	k W h
	定格出力	k W
	発生騒音量（公称値）	d B
工 事 施 工 者	所在地（住所）	
	名称及び代表者氏名（氏名）	
電 気 事 業 者	所在地（住所）	
	名称及び代表者氏名（氏名）	
点 検 内 容	発電設備	
	附属品等	
	その他必要な点検項目	
緊急時の連絡先	所在地（住所）	
	名称及び代表者氏名（氏名）	
	電話番号	

第 号
年 月 日

様

大子町長



事前協議終了通知書

年 月 日付けで提出のあった事業計画事前協議書に基づく事前協議については、大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり終了したことを通知します。

事前協議結果		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
発電設備	名称	
	所在地	
	地上高	m
	発電出力	k W
事業区域	地目	
	面積	m ²
発電事業開始予定日		年 月 日
発電事業実施予定期間		年間

備考 この事前協議終了通知書の有効期限は、通知を行った日の翌日から起算して1年とする。

地元関係者説明実施報告書

年 月 日

太子町長 様

報告者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

地元関係者に対する説明を実施したので、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

発電設備	名 称	
	所 在 地	
	地 上 高	m
	発電出力	k W
事業区域	地 目	
	面 積	m ²
説 明 実 施 日	年 月 日	
説 明 実 施 方 法	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()	
説 明 相 手 先		
要 望 ・ 意 見 等		
要 望 ・ 意 見 等 へ の 回 答		
備 考		

様式第7号（第9条関係）

設置事業許可申請書

年 月 日

太子町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

設置事業の許可を受けたいので、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

発電設備	名 称	
	所 在 地	
	地 上 高	m
	発電出力	k W
事業区域	地 目	
	面 積	m ²

設置事業変更許可申請書

年 月 日

太子町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

設置事業の内容を変更したいので、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

設置許可を受けた発電設備	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	発電設備	名称	
		所在地	
		地上高	
		発電出力	
	事業区域	地目	
面積		m ²	
変更事項			
変更理由			

様式第9号（第9条関係）

設置事業許可（変更許可）申請取下げ届

年 月 日

太子町長 様

届出者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
（個人にあつては、住所及び氏名）

設置事業の許可（変更許可）申請を取り下げたいので、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

発電設備	名 称	
	所 在 地	
	地 上 高	m
	発電出力	k W
事業区域	地 目	
	面 積	m ²
取 下 げ の 理 由		

第 号
年 月 日

様

太子町長



設置事業許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで許可（変更許可）申請のあった設置事業については、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 許可する

発電設備	名 称	
	所 在 地	
事業区域の面積		m ²

2 許可しない

理由

教 示

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に太子町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、当該請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

設置事業着手届

年 月 日

太子町長 様

届出者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

年 月 日付けで許可申請（変更許可申請）のあつた設置事業については、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

設置許可を受 けた発電設備	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	発電設備	名称	
		所在地	
	事業区域	地目	
		面積	m ²
設置事業の着手年月日	年 月 日		
設置事業の完了予定年月日	年 月 日		

様式第12号（第11条関係）

設置事業中断（再開・廃止・完了）届

年 月 日

大子町長 様

届出者 所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号
 （個人にあつては、住所及び氏名）

設置事業を中断（再開・廃止・完了）するので、大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

設置許可を受けた発電設備	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	発電設備	名称	
		所在地	
	事業区域	地目	
		面積	m ²
設置事業の中断日	年 月 日		
設置事業の再開日	年 月 日		
設置事業の廃止日	年 月 日		
設置事業の完了日	年 月 日		
中断（廃止）の理由			

添付書類 設置事業の各種届出の内容が分かる写真

様式第13号（第12条関係）

発電事業開始届

年 月 日

大子町長 様

届出者 所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号
 （個人にあつては、住所及び氏名）

発電事業を開始するので、大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

設置許可を受けた発電設備	許可番号	第 号		
	許可年月日	年 月 日		
	発電設備	名称		
		所在地		
	事業区域	地目		
		面積	m ²	
発電事業開始日		年 月 日		
発電事業実施予定期間		年間		
土地管理者 ※個人にあつては住所及び氏名	所在地			
	名称			

様式第14号（第12条関係）

発電設備状況報告書

年 月 日

太子町長 様

報告者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

設置許可を受けた発電設備	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	発電設備	名称	
		所在地	
事業区域	面積	m ²	
発電事業開始日		年 月 日	
発電事業実施予定期間		年間	
点検内容	発電設備		
	附属品等		
	その他必要な点検項目		
施設廃止後の措置に係る 資金計画の状況			
備考			

様式第15号（第12条関係）

発電事業変更届

年 月 日

太子町長 様

届出者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

発電事業の内容を変更したので、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

発電設備	名称	
	所在地	
事業区域	地目	
	面積	m ²
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		

添付書類 登記事項証明書

様式第16号（第14条関係）

発電事業終了届

年 月 日

大子町長 様

届出者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

発電事業を終了したので、大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第23条第1項の規定の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

設置許可を受けた発電設備	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	発電設備	名称	
		所在地	
	事業区域	地目	
		面積	m ²
発電事業開始日		年 月 日	
発電事業終了日		年 月 日	
発電事業終了後の措置			
発電事業終了後の土地利用計画			

様式第17号（第14条関係）

発電設備撤去処分報告書

年 月 日

太子町長 様

報告者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

発電設備を撤去処分したので、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第23条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

設置許可を受けた発電設備	許可番号	第 号	
	許可年月日	年 月 日	
	発電設備	名称	
		所在地	
	事業区域	地目	
		面積	㎡
発電事業開始日		年 月 日	
発電事業終了日		年 月 日	
発電設備の撤去処分終了日		年 月 日	
発電設備の処分方法			
発電設備の処分先			
発電設備撤去後の土地の状況			

添付書類 発電設備撤去後の状況が分かる撤去前、撤去中及び撤去完了後の写真

（表面）

第 号	
身分証明書	
写 真 縦 23 mm × 横 20 mm	所 属 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 生
<p>この者は、大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第24条に規定する職員であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大子町長 印</p>	

（裏面）

注意事項

- 1 この身分証明書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 2 立ち入り調査等に従事するときは、この身分証明書を常に携帯し、関係者にこれを提示すること。
- 3 この身分証明書は、その身分を有しなくなったときは、直ちに町長に返還すること。

大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（抜粋）
（立入調査等）

第24条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所若しくは事業所又は事業区域内にある事業者の土地若しくは建物に立ち入り、設置事業及び発電事業に関する事項を調査させ、又は当該事業者に報告若しくは資料の提出を求め、若しくは当該事業者に質問することができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分証明書を携帯し、事業者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第19号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

太子町長



助言（指導）通知書

太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり助言・指導します。

発電設備	名称	
	所在地	
事業区域	地目	
	面積	m ²
助言・指導内容		
備考		

第 号
年 月 日

様

太子町長



勧告書

太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

発電設備	名称	
	所在地	
事業区域	地目	
	面積	m ²
勧告事項		
措置期限		年 月 日
備考		

第 号
年 月 日

様

太子町長



意見を述べる機会を付与する通知書

年 月 日付で勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 2 6 条第 1 項の規定によりその旨を公表することを予定しています。

よって、同条第 2 項の規定により意見を述べる機会を付与しますので通知します。

なお、提出期限までに意見書が提出されない場合、又は意見書の内容が正当な理由と認められない場合は、次のとおり公表します。

1 公表の原因となる事実及び助言、指導又は勧告に至る経過

2 公表する事項

所在地 名称 代表者氏名 (個人にあつては、住所及び氏名)	
勧告内容	

3 公表の時期及び方法

公表の時期	
公表の方法	

4 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	
意見書の提出先	

公表に関する意見書

年 月 日

太子町長 様

提出者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号
(個人にあつては、住所及び氏名)

太子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 2 6 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

発電設備	名 称	
	所在地	
事業区域	地 目	
	面 積	m ²
公表の原因となった事項についての意見		
その他当該事案の内容についての弁明		
備考		

※意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができます。